

富田林

議会だより

きらめき
煌のまち



市議会を体験してみよう！（11月子ども議会）



CONTENTS

●平成30年度各会計決算や条例改正などについて、本会議・委員会で慎重に審議し、いずれも原案どおり可決・認定しました。

第2回定例会の概要……………	2
議決結果……………	3
決算審査の概要……………	4～5
一般質問……………	6～11
子ども議会の概要……………	12

No.227

令和元年12月1日発行

9月定例会

www.city.tondabayashi.lg.jp/site/gikai

富田林市議会

検索



大阪府富田林市議会だより

発行／富田林市議会

編集／広報委員会

☎0721-25-1000（内線215）

決めたこと

条例案件

▼印鑑条例の一部改正

住民基本台帳法施行令等の一部改正等に伴うもので、女性活躍推進の観点から、住民票及び印鑑登録証明書に旧氏を併記することが可能になるとともに、性的マイノリティへの配慮の観点から、印鑑登録の登録事項から「男女の別」の項目を削除するものです。

(詳しくは市民窓口課まで)

▼幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

本年十月一日より、全国で幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い制定するもので、無償化の対象となる児童や無償化の範囲等について規定するものです。

(詳しくはこども未来室まで)

人事案件

市議会では、次の方の任命・選任・推薦について、それぞれ同意しました。

▼教育委員会委員

水本 哲也 氏 (任命)

▼固定資産評価員

置田 保巳 氏 (選任)

▼人権擁護委員

阪本 省三 氏 (推薦)

隆崎 永子 氏 (推薦)

岡本 聡子 氏 (推薦)

意見書

市議会では、次の意見書について、全会一致で可決しました。

▼高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

なお、議決した意見書は、内閣、国土交通省、経済産業省など、各関係機関に送付しました。

決算

(一般会計)

一般会計決算では、歳入が前年度比〇・六三%減の四百一億四千八百七十四万八千円で、歳出は一・三九%減の四百二億七千六百十二万九千円となりました。また、翌年度に繰り越す

常任委員会審査

附属機関の設置に関する条例の一部改正

市庁舎整備基本計画策定委員会を設置することだが、委員の構成はどうなっているか。

学識経験者が四名、一般公募による市民が三名、地域団体からの推薦による代表者五名の合計十二名となっている。

会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定

地方公務員法が改正され、来年度から実施される会計年度任用職員について、学校の介助員も含まれると思うが、障がいのある子どもたちへの支援体制が弱まるなどの影響はないか。

今回の改正により介助員の処遇面が後退するということや勤務時間等の条件に変更はなく、子どもたちへのサポートの体制や教育活動に影響が出ることはないと考えます。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

無償化の対象となる費用・ならない費用はなにか。

三歳から五歳までの全ての児童及び〇歳から二歳までの市民税非課税世帯の児童について、保育料が無償化となる。

また、通園の送迎費、給食費などは保護者負担となるが、給食の副食費について、年取三百六十万円相当以下の方は免除となる。

延長保育を利用した際の利用料はどうなるか。

私学幼稚園において延長保育を利用した場合について、保育所の入所要件に該当する場合は、一万千三百円までが無償となる。

令和元年度一般会計補正予算(第3号)

自治体ポイント事業の内容について聞く。

国において、令和二年度にマイナンバーカードを活用したキャッシュレス決済によるポイント付与事業が実施予定のため、市民のマイナンバーカードの取得とマイキーID登録支援を行うもの。

議決結果一覧表

	件名	結果
条例	<ul style="list-style-type: none"> ●附属機関の設置に関する条例の一部改正 ●地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 ●成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 ●手数料条例の一部改正 ●災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 ●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 ●印鑑条例の一部改正 ●水道事業給水条例の一部改正 ●会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定 ●幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
令和元年 補正予算	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計補正予算(第3号・第4号) ●南河内広域行政共同処理事業特別会計補正予算(第2号) 	原案可決 原案可決
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会委員の任命 ●固定資産評価員の選任 ●人権擁護委員の推薦 ●平成30年度健全化判断比率の報告 ●平成30年度資金不足比率の報告 ●債権放棄の報告 ●平成30年度大阪府富田林市水道事業会計剰余金の処分等 ●平成30年度大阪府富田林市下水道事業会計剰余金の処分等 ●訴えの提起について(損害賠償請求事件) ●高齢者の安全運転支援と移手段の確保を求める意見書 ●議員派遣の件 	同意 同意 異議なし 報告受理 報告受理 報告受理 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 可決

このほか、平成30年度決算認定が8件ありました。

議会日誌

八月

26日 議会運営委員会
全員協議会

九月

2日 第三回定例会開会(上程)
議会運営委員会

10日 定例会二日目(一般質問)

11日 定例会三日目(一般質問)
広報委員会

10日 定例会四日目(議案質疑)
議会運営委員会

17日 総務文教常任委員会
幹事長会

18日 総務文教常任委員会

十月

26日 総務文教常任委員会
27日 予算決算常任委員会

2日 定例会閉会(委員長報告)
議会運営委員会

2日 全員協議会

10日 群馬県みどり市議会視察受入

18日 岐阜県大垣市議会視察受入

23日 埼玉県鴻巣市議会視察受入

24日 河内長野市議会視察受入

6日 愛知県稲沢市議会視察受入

10日 子ども議会
14日 広報委員会

十一月

常任委員会は録画配信しています

6月定例会より、各常任委員会の様子を録画し、市議会ウェブサイトで配信しています。普段、目にすることがなかった委員会審査等の雰囲気をご覧頂けるようになりました。

- ※本録画配信は、富田林市議会の公式記録ではありません。
- ※委員会のライブ配信は行っていません。
- ※録画配信は、該当委員会開催日から10日程度かかります。

こちらのQRコードからも映像配信のページへ繋がります。



決算審査

決算関係議案について、予算決算常任委員会に付託し、今期定例会中に審査が行われました。
ここでは、審査における主な質疑内容を取り上げます。

一般会計

歳入

Q 学童クラブ使用料の収入未済額について、現年分の徴収率を上げるために、現在取り組んでいることについて聞く。

A 学童クラブ使用料については、口座振替の利用率を上げ、現年分の未納が発生した早い段階でコールセンターを活用しており、また、申出徴収を増やすことに取り組んでいる。
Q 競艇事業収入について、過去三年間の市への配分金の推

移について聞く。

A 競艇配分金は、都市協定企業団の収益金の増減により毎年変動するが、平成二十八年度は三千六百二十六万八千二百円、平成二十九年度は八千三百六十六万八千二百六十六円、平成三十年度は八千八百五十七万二千五百五十四円となっている。

歳出

総務費

Q 顧問弁護士委託料について、委任契約の内容と昨年度の実際の執務内容について聞く。

A 本契約は、本市からの求めに応じて、顧問弁護士から法律上の助言をうける法律顧問契約であり、実際の執務内容は、本市の各担当課において、法的な問題や対応方法などについて助言を得たい場合などに、法律事務所へ訪問またはメールにて法律相談等を行うものである。
Q 地縁団体防犯カメラ整備補助事業について、今後、町会・自治会の防犯カメラ更新をスムーズに進めるためにはどうすればよいか、市の見解を聞く。

A 今年度より、防犯カメラの設置・更新経費について、市からの補助率を三分の二へ引き

上げたため、一定の効果があるものと考えるが、今後も町会・自治会が継続的に維持管理できる支援の必要性は認識しているため、さらなる拡充を含めた支援のあり方については、調査研究していく。



防犯カメラ設置補助金が増額されました

Q とんだばやしふるさと寄附金事業について、お礼品基準が法定化されたため、寄附金は減少傾向にあるが、現状の対応や今後の取り組みについて、市の見解を聞く。

A 現状の対応については、寄附窓口の拡大として、新たにふるさと納税ポータルサイト事業者一社と契約を締結し、寄附金の支払い方法も電子決済などを導入している。また、新たなお礼品開拓のため、商工会への協力依頼や現在取引のない事業者への訪問、既存事業者への働きかけなどを実施しており、今

後も引き続き制度充実に取り組んでいく。

Q 地域集会所等整備補助事業について、市立集会所の光熱水費は市の全額補助となっているが、各町会が管理している集会所は全て町会独自で賄っている。町会の収益が減少している現在、町会が管理している集会所についても、市からの補助が必要と考えるが、見解を聞く。

A 町会・自治会が管理している集会所と市立集会所の格差については認識しているため、光熱水費の負担格差の是正に向け、検討していく。

衛生費

Q じん芥収集運搬委託料について、市から配布しているごみの分け方、出し方のパンフレットにおけるリチウムイオン電池、ボタン電池、インクカートリッジなどの分別の記載が、市民にとってわかりにくいものと考えているが、市の見解を聞く。

A ごみの分け方、出し方パンフレットにおける記載はわかりにくいものと認識しており、今後は当該パンフレットや市ウェブサイトに掲載しているごみチェッカーにおいても粗大ごみ区分と明記し、わかりやすいごみ分別の周知に努める。また、

リチウムイオン電池の処分については、収集作業中に発火の危険性があることから、テープで絶縁して処分するか、販売店やリサイクル協力店へ問い合わせいただくよう周知している。

資源家電4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機

回収料金は、回収業者が別途見積りいたします。

TEL: 0120-319640

URL: <http://www.willshouse.jp/>

TEL: 0120-55-3650

収集できないごみ

危険物、圧縮ガス、高圧ガス、劇毒物、放射性物質、燃焼性物、燃焼性物、燃焼性物、燃焼性物

※回収料金は、回収業者が別途見積りいたします。

TEL: 0120-55-3650

ごみの適正な分別収集のために

民生費

Q 意思疎通支援事業について、手話通訳者や要約筆記者は、どういったところに派遣されているのか聞く。

A 手話通訳者や要約筆記者の派遣については、公的機関での手続きや連絡調整、病院への受診が主なもので、その他、市主催のイベントや講演会、講習会、勉強会などへ派遣している。
Q 親支援事業について、MY TREEペアレンツ・プログラムの具体的な内容について聞く。

A 本プログラムは、子どもにつらく当たってしまう親への回復プログラムであり、子育てに悩んでいる保護者を対象に、十名程度の少人数で、匿名での語り合いを中心としたグループワークやカウンセリングなどを通して、親のセルフケアと問題解決力を回復することで、暴力的言動の終止を目的とした事業である。事前面接を受けた後、プログラム実践者が担当するグループセッションを基本に、例年六月から九月ごろにかけて十三回のグループセッションと中間・終了時の個人面談、終了から三か月後、六か月後の同窓会の計十七回で構成されている。

Q 育児支援家庭訪問事業について、家庭訪問支援員の派遣は、みずから支援を求めることが困難な方に対して、アウトリーチ型の先進的な取り組みと認識しているが、この事業の課題と今後について聞く。

A 本事業については、家庭訪問支援員の人材確保や訪問拒否家庭への対応などについて課題がある。また、支援が必要な家庭の環境は複雑化しており、支援員への負担の大きさなどの課題も感じていることから、支援員の不安の共有や受け止め、新たな訪問支援員の人材確保など、改善に取り組む。

土木費

Q 道路補修事業について、道路などの危険箇所の把握はどのように行っているのか。

A 危険箇所の把握について、市職員による道路パトロールや、広報誌、LINEなどにより市民へ情報提供を呼びかけることで実施している。



農林業費

Q 農を活かした産業連携による仕事創出事業について、「(仮称)富田林市地域連携株式会社」の設立準備プロジェクトのメンバー構成や設立の経緯などについて聞く。

A 本プロジェクトは、「おいで！とんだばやし推進連携協議会」を来年度以降、自立自走

教育費

に向けて継続するために、事業体となるべく準備をするもので、メンバー構成は、各農業分野の方、商工分野の方、農家の方々を含めた構成となっている。

Q 生涯学習施設運営事業について、Topicの貸し館利用の場合は、駐車料金が有料となっているが、近隣に市役所駐車場があるため、他施設のように二時間無料にするなどの対応が可能と考えるが、見解を聞く。

A 駐車場の無料処理については、さまざまな意見や考え方があがるが、今後は利用者の意見を十分参考にしながら検討していく。



きらめき創造館(Topic)

Q 同事業のTopicの委託料について、子ども・若者育成支援業務と生涯学習推進業務

に分けて委託した経緯を聞く。

Q 子ども・若者育成支援業務は、ロビーワーカーの配置により、よりよい環境で利用者のやりたいことができるようサポートすることを目的としている。

一方、生涯学習推進業務は、生涯学習講座を通じた人材育成を目的としており、事業の目的そのものが異なるため分けている。

特別会計

国民健康保険事業

Q 出産育児一時金助成事業について、国保の窓口と子育て世代包括支援センターの窓口の連携体制について聞く。

A 予期せぬ妊娠などで苦しまれている妊婦が国保窓口に来られた際は、相談を聞くとともに関係担当課へ案内している。特に、子育て世代包括支援センターは、産前・産後の支援を行うためのメニューがあるため、

Q 特定健康診査委託料について、特定健診を受診された方へ、受診結果を通知した後にどのようなフォローを行っているか聞く。

A 健診結果が思わしくなか

介護保険事業

Q 被保険者保険料について、未収額の徴収率をさらに上げるために取り組んでいることについて聞く。

A 滞納初期段階の方への対応として、直近に六十五歳になった、転入したなどの理由で普通徴収になっており未納である方を対象に、今年二月からコールセンターによる架電を新たに開始している。

企業会計

水道事業

Q 業務委託料について、管工事業協同組合との業務委託契約内容について聞く。

A 管工事業協同組合の業務内容は、給排水管、取水栓等の突発修繕工事、漏水、濁り水、出水不良の調査や修繕現場の管理となっており、事故に備えて、業者を二十四時間拘束し、即応体制を整えるものである。

一般質問

※一般質問については、質問順に掲載しております。

会派代表質問

日本共産党
田平 まゆみ

子育て支援施設の充実をもとめて

Q 本市の人口減は進み、特に子どもの出生数の低下は著しいが、河内長野市では、駅前の商業施設の中に、子どもと保護者が利用できる遊びの広場や、子育てイベントを開催するスペースがあり、移住の促進にもつながっている。また、明石市では、駅前の再開発ビルに子育てサポート施設や子ども図書室などの施設があり、子育て世代を中心に人口が増えている。

本市でも、同様の施設をつくらべきと考えるが、見解を聞く。次に、現在児童館は、子どもの利益を保障する地域福祉活動の拠点施設として、福祉的機能を発揮するよう求められている。本市の児童館は、一か所のみであるため、市内各所へ増設し、子育てを応援すべきと考えるが、市の見解を聞く。

また、お隣の河南町では、今年十月から二十二歳までの医療費助成が始まり、本市でも「子育てするなら富田林」を実現する積極的魅力的な子育て施策に取り組むべきだが、見解を聞く。

A 本市は、「子育てするなら富田林」を合言葉に、ソフト面を中心に子育て支援施策に取り組んできたが、本市の乳幼児人口は減少を続けており、これに歯止めをかける対策としては課題があると認識しており、河内長野市や明石市の事例は、子育て世代に認められたため、人口増加の一因となったと考える。また、児童館は近隣以外の利用者も増加しており、身近な場所にも児童館をとの意見もあり、市内各所への展開は子育て支援に役立つものと認識している。本市は、少子高齢化や厳しい財政状況など、大きな課題が多いが、今後、他市の好事例を参考に、子育て世代に選ばれる「子

育てするなら富田林」を目指し、人口増加につながる子育て施設の整備や子育て支援事業の充実について、調査研究していく。

本市待機児童の解消へ適切な環境整備を

Q 女性の就業率が年々上昇する中、保育等を利用する子どもが大きく増えているが、政府は保育定員を超えた詰め込みや、保育士資格要件の緩和、認可外保育施設を待機児童の受け皿にするなど、安上がりの待機児童対策を進め、今日の様々な保育をめぐる問題を生み出してきた。

本市では、民間園やこども園の誘致、家庭的保育事業による待機児童解消が進められているが、政府が進めるやり方の待機児童解消にならないようにすべきと考えるが、見解を聞く。

また、発達障害の子どもや家庭環境の複雑さなどに対応する本市の子育て支援事業にとって、公立保育園保育士の役割は大きく、保育士が長く働き、保育の継承ができる環境整備こそが、自治体に求められている。保護者の方が安心して働ける環境づくりや、子どもたちのびのびとした発育を保障するうえで大切な保育

子育て支援施設の充実を(写真は児童館)



A 現在、本市においても待機児童が発生しているなかで、保育士の資格を有する者による最低基準の遵守により各保育所の認可定数を超えて児童の受け入れを行っている。今後誘致する認可保育施設においても、本

市既存の保育所と同様に保育士の資格を有する者による最低基準の遵守をしていく。

また、本市の保育士正規職員数は九十四人で変動はなく、保育士正規職員の欠員は二十三人であり、保育士正規職員に退職者が出た場合、職員採用資格試験を行い、現在の人数は維持したいと考えている。

今後についても、保育に支障をきたさないよう、将来的な施設展開を勘案し、正規職員、非常勤職員、合わせて計画的な保育士の確保に努めていく。

公民連携フレストップ窓口の設置をもとめて

自由民主党
南方 泉

Q 「富田林版SDGs取組方針」における「公民連携の推奨」について、先日、本市でFC大阪と開催したSDGsセミナーに、多数の参加者があり、企業もまた本市との連携なども模索していると実感した。

また、富田林ドリームフェスティバルでは、企業と連携した取り組みをいくつか目にしていく。

財源には限りがあるため、本市の取り組みについて、企業がCSR活動の一環として協力し、

WinWinの関係になることは、とても喜ばしく、これからも継続すべきであるが、単発的な取り組みで終わり、企業との繋がりが希薄になってしまう可能性があり、非常にもったいない状況ではないかと考える。

そこで、本市の「公民連携のワンストップ窓口」を早期に設置し、政策推進課と窓口担当部署が主導し、この取り組みを全庁的に推奨してはどうかと考えるが、市の具体的な見解を聞く。

A 「公民連携の推奨」は、SDGsや今後のまちづくり各分野の取り組みを進めるうえで、重要な基盤のひとつと認識しており、富田林版SDGs取組方針においても、SDGsを共通言語とした公民連携の推進や、ステークホルダー間の連携促進に取り組みむこととしている。

本市では、各担当部署において公民連携の取り組みを実施し、災害対応やシティセールス、官学連携などの協定を締結しているが、現在の公民連携ニーズの高まりとともに、コンシェルジュの役割を持つ窓口を設置し、庁内各課のニーズと企業のニーズを一元的にコーディネートすることは、様々な社会課題や地域課題の解決に迅速に取り組み、公民連携を加速する観点からも重要と考えることから、ワンス

トップ窓口の設置について、早急に取り組んでいく。

サバーファームの再生と改革をもとめて

Q サバーファームの改善について、自民党は平成二十六年以降、議会や委員会等において、数々の提言・要望を行ってきたが、「指定管理者の改善改革委員会において、市も入り意見を言う」との答弁であった。

具体的にどの意見がどう生かされ、結果はどうなったのか。さらに、市の条例に沿った委員会設置などにはいつ到達するのかも含めたサバーファーム活性化会議の進捗状況と今後の方向性について見解を聞く。

また、サバーファームの地権者（オーナー）は、土地活用を行う事業者（経営のプロ）に経営を任せ、特区や国の予算を使う地域未来投資促進法を活用し、経済価値を生み出す形態に



サバーファームのポテンシャルを活かすために

シフトし、株式会社を立ち上げ経営体制にはいつてはどうか。これにより、地元にも雇用が生まれるが、このようなオーナー制度の導入や株式会社の立ち上げについて市の見解を聞く。

A 本市農業公園サバーファームについて、今後の検討課題や様々なアイデアをまとめた農業公園活性化計画を策定し、活性化会議を開催、庁内関係課、農事組合法人、農業関係者の方などから提案やアイデア、課題などの意見を伺い、活性化の糸口をつかみたいと考えているが、現状は厳しいものとなっている。

今年中に開催予定の会議も、

次につながる実のある会議とする必要もあり、市の条例に沿った委員会設置についても、この活性化会議において検討していく。また、会議の開催や進め方についても、十分工夫していく。

オーナー制度の導入や株式会社の立ち上げについては、活性化への有効な方策と考えられるが、農業公園用地の土地地権者の理解を得る必要があることから、研修会の開催も含めて検討していく。

大阪維新の会・無党派の会 京谷 精久

増進型地域福祉・ 地域担当職員プロジェクト

Q 市長の所信表明に、「増進型地域福祉」を小学校区単位で推進するとあるが、増進型地域福祉づくりを基本理念とする第三期富田林市地域福祉計画、地域福祉活動計画では、地域の担い手確保と地域の主体性を育てることを目指す重点プロジェクトに、校区交流会議の支援とプログラムの実現をあげている。

また、校区交流会議の取り組み状況と今後の推進について聞く。

また、校区交流会議では、すでに社会福祉協議会からコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援員といった人員が十六小学校区に十名派遣され、地域住民の意見調整や要望の取りまとめなどを行なっている。

こうした活動を踏まえ、所信表明にもある地域担当職員が、どのような役割を果たすのか、制度内容と導入効果、今後の市の取り組みについて見解を聞く。

A 校区交流会議について、地域住民をはじめ学校園などから地域課題を収集し、その解決のために今後の理想の姿について話し合う事を目的としており、現在、各校区において、「高齢者」や「地域交流」などの課題が抽出され、その解決に向けたテーマとして「世代間交流」や「地域貢献できる街づくり」などを設定し、「福祉委員会との交流」や「校区新聞づくり」などのプログラムを実践している。

また、地域担当職員制度は、地域の課題について、市民と行政で共有し、市民主体のまちづくりを推進するもので、校区交流会議への関わり方も含め、具体的な仕組みについて検討する。

いずれにしても、地域住民が様々な地域課題に対して、地域の主体性を育みながら、その解決に向けた取り組みを行うことで、市民の自分らしい生き方が実現できることを実感していただけのように、取り組んでいく。

大阪維新の会・無党派の会
京谷 精久

災害情報の共有に
ツイッターの活用を

Q 共助の力をいかに育てるかが災害に強いまちづくりに必要な。共助の担い手である地域コミュニティでは、若年層の参加が課題となっている。

そこで若年層を中心に浸透しているSNSのツイッターを活用してはどうか。現地の写真、位置情報等を住民が発信することで、被災関係者や本市は被災状況等の情報を容易に検索、取



ツイッターは災害情報共有に有用です

得することができ、また、自分の周りで助けを求めている人がいると分かれば、共助のきっかけとなるなど、災害情報の共有にメリットが非常に大きい。活用について市の見解を聞く。また、他市では、ツイッターを使った防災訓練も行われている。事前に住民に呼びかけ、訓練と明記した上で、現地状況を#(ハッシュタグ)○○市災害を付けて投稿するものである。

A 本市も同様の防災訓練を実施してはと考えるが、見解を聞く。ツイッターは、迅速に不特定多数へ情報を発信できるツールだが、匿名の発信が可能なため、情報の錯綜が危惧される。しかし、投稿に「#」を付けることで、同様の投稿を収集できるため、本市において災害時に使用する「#」をルール化することで、市民からより多くの情報提供が見込まれる。また、ツイッターは若年層が多く利用するため、若い世代に

も防災活動への積極的な参加や避難の促進に有効な手段と考えられることから、共助の輪が広がるのが期待できる。本市の地域防災計画においても、被害状況の早期把握にSNS等の活用を記載していることから、今後は、写真に位置情報を付加できる機能なども考慮し、防災訓練での活用などを含め、ツイッターを活用した災害情報の共有について検討していく。

ふるさと富田林
坂口 真紀
要保護児童対策地域協議会の対応について

Q 二〇二〇二年度において、大阪府富田林子ども家庭センター管内における児童虐待の相談件数は二百八十三件だったが、二〇一七年度には千三百十件と増加しており、この十六年間で富田林子ども家庭センターで対応した虐待件数は四・六倍に増加している。

これについて、要保護児童対策地域協議会では、年一回の代表者会議と月一回の実務者会議、随時開催のケース検討会議があり、この中の実務者会議では各関係機関が集まり、要保護児童や家庭に関する情報交換、全ケースの点検・検討を年三回行わ

れているとのことである。本市においては、二〇一八年度の要保護児童相談対応件数が八百九件あり、これをどのよう

に情報共有し、検討しているのか。また、本市の虐待対応専門職員は五名であり、登録児童や保護者に対して十分なケアができていないのか心配だが、市の見解を聞く。

A 要保護児童対策地域協議会では、核となる七機関で構成された実務者会議を中心に会議を開催している。年三回は全ケースの進行管理、見直し、緊急性の共有などについて確認を行い、危機意識を共有し対応にあたっている。職員の体制については、平成三十年度に非常勤嘱託職員を一名増員し、五名の経験豊富な専門職員により対応にあたり、本市の児童虐待相談対応件数は近年、年間約百件のペースで増加を続け、相談内容も深刻化・複雑化していることから、今後については、相談体制の強化を図っている。



社会的養護の更なる啓発をもとめて

社会的養護の啓発と
退所者のケア充実を

また、児童養護施設等退所者のアフターケアは、自立を支援し、その後の安心に繋がる。

本市では、他市施設へ措置されたのち、学齢期に本市へ家庭復帰した場合、また、十八歳以上になって退所後に本市へ戻る場合など、相談したくても窓口が分からないことが考えられる。

そこで、施設に措置された子どもに対して、入所時から交流の有無や、要保護児童対策地域協議会の対応について、退所前に本人との面談等により情報提供を行い、困ったときの相談窓口を設置するべきと考えるが、市の見解を聞く。

A 里親制度について、子ども家庭センターが業務を担っており、本市では、毎年十月の里親月間にポスター掲示やチラシの窓口配布、一月に「里親パネル展」を開催するなど啓発に努めているが、今後、子ども家庭センターと協力し、早期に市ウエブサイトや広報、子育て応援サイト掲載による啓発活動により里親制度の周知に努めていく。

次に、施設で十八歳を迎え退所する児童への相談窓口設置は、児童が地域で生活するうえで有益と考えるが、本市としては、要保護児童対策地域協議会の関係機関での見守り活動により、丁寧な対応や助言を行うことで、

子どもたちが自分の家庭で生活できるよう支援を行っていく。

また、十八歳を超えて退所する児童には、市の各種相談窓口を周知する必要があることから、その方法について検討していく。

市民スポーツ活動における熱中症対策を

公明党
遠藤 智子

Q 市民総合体育館について、利用者からメインのアリーナへエアコン設置要望が多くある。

しかし、アリーナは広大で、エアコンでは電気代等の経費がかなり必要であるが、近年注目されているスポットバズーカであれば、大風量の冷風により短時間で冷房が可能であり、エアコンの五分の程度の費用で導入でき、広い場所での熱中症対策に非常に効果的である。数台導入すれば、熱中症のリスクを一定軽減できるため、早急な導入を求めるが、市の見解を聞く。

また、屋外の広大なグラウンドは、競技中の緊急時や休憩の時など、日陰に入って暑さから逃れることが必要となる。

この場合に日除けテントが有効であり、テニスコートや多目的のグラウンドなどにテントが一基あるだけで、安心して競技

に集中できると思われることから、市内の屋外スポーツ施設の日除けテントなどの設置状況と設置を求めるが、見解を聞く。

A 近年の猛暑により、体育館アリーナは高温多湿となっているが、広大なアリーナに全面対応する空調機器の設置及び維持費には、膨大な予算が必要となるため、設置は難しい。

しかし、スポットバズーカ等の設置であれば、比較的安価で取まるため、今後、スポットバズーカ等の体育館への購入設置について、他市の熱中症対策等の事例も調査し検討していく。

また、総合スポーツ公園の日除けテント設置状況は、テニスコート五カ所中一カ所、グラウンドは十二カ所中六カ所である。熱中症のリスクを少しでも下げるには、日除けテントなどの設置は手段の一つとして大いに有効と考える。今後は、他市の熱中症対策等の事例も調査し、

実現に向けて検討していく。



熱中症対策に日除けテントの増設を

がん患者への助成金制度の充実をもとめて

Q 現代は2人に1人ががん

になると言われているが、入院期間の短縮や通院治療環境が整ったことで、仕事をしたり、社会活動をしながらか治療に励む方も増えている。市として、そのような市民を応援するために、助成金制度はぜひ必要と考える。そのため、平成二十九年に求めた医療用ウィッグの助成と共、乳がん治療により乳房切除した方への乳房補正具の助成金創設も求めるが、見解を聞く。

また、喉頭がん等により喉頭を摘出した方へ、近年シャント発声と呼ばれる発声方法が普及しているが、これに必要な人工鼻の交換費用について、本市では給付の対象外であるため、毎月高額な出費があると聞く。

このため、シャント式の喉頭摘出者用人工鼻等の用具を日常生活用具の支給対象にすることを求めるが、市の見解を聞く。

A 医療用ウィッグや乳房補正具は医療保険対象外だが、患者の心理的負担の軽減や、就労等の社会参加と療養生活の質の向上につながると認識している。平成二十九年より市長会を通じて大阪府に対し、助成制度の創設を要望しているが、本市としても、実施団体の状況等を参考に助成制度を検討していく。

また、本市は喉頭がん等に罹患した方へ、笛式、電動式の人工喉頭を給付する制度がある。シャント発声法は、他の発声法に比べて発声練習が少なく、早期に社会復帰ができるなど、大きなメリットがある方式と認識しているが、多くのシャント用品が必要とも聞く。いずれにしても、シャント発声に必要な人工鼻等の用具を日常生活用具の対象とすることに、府内市町村の状況等を調査研究していく。

とんだばやし未来
南齋 哲平

本市活性化のために 関係人口の活用を

Q 関係人口とは、本市と多種多様な関係で結ばれている全ての方々を指しており、その様な方々は、本市へ一定の想いを持たれていると考えられ、その気持ちをもとの様に本市がつなぎ、活性化において大切と考える。

市長は、所信表明で「富田林を愛し、応援していただけるよう、本市とご縁のある方々にサ



関係人口とは本市にゆかりがある全ての方のことです

中、地方創生並びに地域活性化のさらなる推進の観点からも、富田林型関係人口の定義をつくることは必要であるため、現段階では、他市在住でふるさと寄附金を納められた方や家族が在住の方、本市出身の方などを関係人口と想定し、その獲得や具体的な取り組みを進めていく。

A 本市において、今後も人口減少傾向が続くと見込まれる中、地方創生並びに地域活性化のさらなる推進の観点からも、富田林型関係人口の定義をつくることは必要であるため、現段階では、他市在住でふるさと寄附金を納められた方や家族が在住の方、本市出身の方などを関係人口と想定し、その獲得や具体的な取り組みを進めていく。

まずは、本市出身の著名な方々や、本市に所縁のある方々と繋がりをもつ「ふるさと富田林応援団」を、具体的な取り組み内容も検討しながら、市制七十周年を契機に設立するが、いずれにしても、「ふるさと富田林応援団」をはじめ関係人口獲得の取り組みを通じ、多くの方々に、本市に関心を持ち、本市の活性化、未来に向けたまちづくりに関わってもらえるよう、全国の先進事例も参考に創意工夫し、人口減少対策に効果的な施策の推進に取り組んでいく。

中学校クラブ活動の 公平な実施環境を

Q 平成二十八年の議会質問でも取り上げたが、本市の子どもたちが市立中学校へ進学した際、学校によってはクラブ活動で専門的な指導ができる先生が不在であるなど、子どもたちが今まで力を注いできた活動に差異が生じることが懸念される。

そのため、摂津市の事例を紹介し、教員や外部指導員を対象として、同様の取り組みや、指導者講習会などを行う事を提案したが、講師を招聘し、教職員及び外部指導員を対象とした部活動指導者研修の実施について検討するという事だったため、

その進捗を聞く。

また、このクラブ活動の環境について、子どもや保護者の考えを市は把握しているのか。

A 本市では、平成二十九年大阪国際大学短期大学部、大阪体育大学から講師を招き、教職員を中心に外部指導者も対象とした部活動指導に関する研修を実施しており、今後も引き続き、部活動に関する指導の充実に向けて研修を実施していく。

次に、部活動への意見について、本市教育委員会には届いていないが、アンケート調査等により子どもや保護者の考えを把握し、子どもたちの期待に応えることは大切であるため、まずは、子どもたちの意向を把握したいと考える。今後、各学校とも調整しながら、具体的な手法や内容について検討していく。さらに、教育委員会と学校が連携し、外部指導者の活用や地域の方の力をお借りすること、本年度より研究している部活動指導員の配置についても検討を行い、学校ごとの状況に応じて部活動の充実に努めていく。

個人質問

西川 宏

市民総合体育館設備の 向上について

Q 本市の市民総合体育館は、市民の体力向上、健康維持に努めるため、昭和五十五年に創立されたが、三十九年前の施設であり、最近の夏の暑さに対応できない体育館となっている。

また、総合体育館は、指定避難所に登録されており、大雨による水害や台風による被害、更には南海トラフ地震など、災害時にやっとの思いで避難してきた市民が、熱中症で倒れるという二次災害が非常に心配である。このことから、メインアリーナに冷暖房設備をつけることについて、市の見解を聞く。

また、近年ダンスブームであり、学校の授業でも取り入れられている。ダンスには音楽が付きものだが、メインアリーナの放送設備はかなり古く、ワイヤレスマイクやCDの再生にさえ対応していないため、放送設備を更新してはどうかと考えるが、市の見解を聞く。

A 体育館のエアコン設置に関して、近隣市でも設置は二カ

所だけという現状であるが、災害発生時の避難所に指定されていることから、エアコンの重要性は十分認識している。

しかし、アリーナは千五百平方メートルの広さがあり、天井高も相当あるため、対応できる空調機器の設置及び維持費には、膨大な予算が必要となる。

このため、すぐに対応するのは非常に困難であるが、部分的に空気を冷やすスポットクーラー等の設置であれば、経費的にも比較的到低く抑えられることから、今後他市の熱中症対策等の事例も調査し検討していく。

また、放送設備について、体育館開設時に設置したもので、ワイヤレスマイクが使えず、CD音源は未対応となっている。今後、そのような機器類の補充等について十分検討し、利用者の皆様の快適なご利用に向けて努力していきたいと考える。

市庁舎建替え事業の業務委託について

中山 佑子

市庁舎整備基本計画策定業務委託に関し、三業者分の見積書を情報公開請求したところ、十五日以内に開示という期限間際になり、市側は一方的に延長し、四十四日後に、業者名等を

黒塗りにした状態で開示した。

期限通知する際、郵便の誤配や遅配を想定し、電話連絡等、請求人に延長する旨を了知させる配慮をしているのかを問う。

次に、今年度の一般会計補正予算で九百万円が計上された市庁舎整備基本計画策定業務委託には「基本理念の整理」「庁舎の必要な機能の検討」「庁舎の規模の検討」(約百十五万円)等、本市が独自に策定すべきものまで、業者委託されていると考えるが、業者委託の妥当性について、市の見解を問う。

富田林市情報公開条例第九条第二項は、請求を受けた日から起算して十五日以内に開示決定等を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を延長することができるが、この場合、速やかに書面により通知しなければならぬ、と規定しており、それに則り運用している。

また、すべての請求者に対しても同様の対応をしている。次に、庁舎整備基本計画は、本年五月にまとめた富田林市庁舎耐震化庁内検討会議の報告書を基に、委託業者に基本理念や整備方針、庁舎に必要な機能や規模の検討、事業スケジュールや概算事業費の算定、他市の先進的な事例、市民アンケートの

意見などの内容を精査させたい

えで、それを踏まえて、素案を作成するものである。その素案について、職員で構成する庁内検討会議および学識経験者や市民の方で構成する基本計画策定委員会等で検討、協議し、計画案を作成することとしている。

また、広く市民の方から計画に対する意見を頂くための市民説明会やパブリックコメントを行い、庁舎整備基本計画を策定していく。

出産・子育てについて 支援体制の充実を

村瀬 喜久一郎

厚生労働省から、妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について、市町村保健センターは関連機関と連携し、支援体制を整えること、養育が困難な場合の養育里親、特別養子縁組等の諸制度について、選択できるような支援すること、との通知が出されているが、養育が困難な方や匿名を希望される方への相談体制、特別養子縁組制度の案内などについて、本市での取り組みを聞く。

また六月議会では、一小学校区に一人以上の里親を確保する取り組みについて聞いたが、この実現には、里親をフォローす

る方の存在も必要と考える。

地域の中にいる、養護施設などでの勤務経験がある方や専門的なスキルを持つている方に里親のフォローや、里親になっていただくことも有意義と考えるが、地域における乳幼児緊急保護家庭の体制構築について、本市の見解を聞く。

本市における妊娠・出産に関する相談について、子育て世代包括支援センターの専門員が対応しており、養育困難の場合は、子ども家庭センターと協力し、相談者の申し出により、乳児院などに子どもを預け、一定期間母子の距離を置く場合や、里親委託をする場合がある。匿名での相談について事例はないが、より慎重に対応し、不安解消に努め、相談内容によっては、大阪府の相談窓口「にんしんSOS」と連携して支援していく。

また、児童養護施設等で勤務された経験のある方は、養育に関する専門知識や理解があることから、地域での相談窓口として、経験をいかした活躍が期待でき、さらに、里親になっていただくことができれば、乳幼児緊急保護家庭の受け皿としても期待できるため、今後、地域での人材の掘り起こしやその活用について、秘密の保持などの課題も含めて調査研究していく。

その他の質問項目

- マイナンバーカードの押し付けをしないことをもとめて
- 幼児教育・保育の無償化
- 自衛隊への若者名簿提出の中止をもとめて
- きらめき創造館Topic「きらめき大学」のさらなる発展を
- 農業の振興について
- 小学校給食について
- 市の活性化について
- 認知症対策について
- 子ども安全見守り隊について
- 子どもの虐待防止・予防対策
- 福祉・介護サービス基盤の充実について
- 不登校児童への支援について
- 通学路の安全点検について
- 災害対策について
- 市政情報の発信について
- キャッシュレスの推進を
- 交通不便地域の解消や高齢者の外出支援について
- 熱中症対策について
- 観光行政の推進について
- G20の大阪宣言について
- 富田林病院について
- 情報公開請求について
- 水道クライシスについて
- 市の財政について
- 職員の働き方改革について
- 水利組合からの料金請求について

子ども議会が開催されました

令和元年11月10日に富田林市議会本会議場において「子ども議会」を開催しました。

子ども議会は、子どもたちの関心があることについて、実際に質問を体験することで、行政や議会の意義、市のことをより身近に感じてもらうことを目的としています。

事前に希望された市立小学校の5・6年生12名が子ども議員として参加し、子ども議長2名を選んだ後、市の仕事や身近な問題について、市長をはじめ副市長、教育長、市議会議員に対し活発な質問が行われました。



議会の
ようす
スナップ写真



【(五)二五)一〇〇〇内線二二五】

お気づきの点、ご意見等がございましたら、お気軽に議会事務局までお寄せください。

今後、広報委員一同、皆様に親しまれる紙面づくりに努めてまいりますので、ご愛読のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

中心に掲載しました。

議会だより二百二十七号をお届けいたします。本号では九月定例会で行われた一般質問と、決算審査及び十一月に開催されました子ども議会を中心に掲載しました。

師走に入り、年の瀬に向けてあわただしい日々が続くころですが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。

編集後記



令和元年第3回(12月)定例会

12月 2日	月	本会議 (議案上程)
10日	火	本会議 (一般質問)
11日	水	
12日	木	本会議 (議案質疑)
16日	月	総務文教常任委員会
17日	火	建設厚生常任委員会
18日	水	予算決算常任委員会
20日	金	本会議 (委員長報告)

※いずれも午前10時開会予定